



1 背景と目的

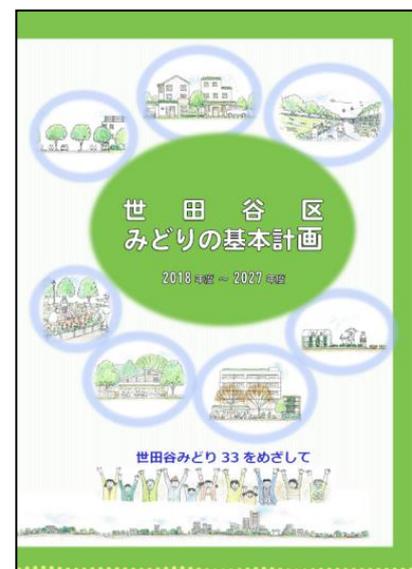


公園は、都市の中における貴重なオープンスペースであり、利用者の配慮と近隣住民の理解により、限られた空間で遊戯や休憩など様々な利用がされています。また、コロナ禍において、身近な自然環境への関心も高まり、利用が増える一方で、外出自粛や在宅勤務など生活環境の変化により、公園利用に対する困りごとや要望も増えてきています。

このような中、一部の公園では、マナーの悪い利用などを背景に、利用の制限につながる看板標示などを設置せざるを得ない状況もあります。

不特定多数に広くメッセージを発信する看板標示は、公園に関係する様々な方々の立場を理解してもらうための重要なツールとなっています。一方で、著しい利用制限となる可能性もあるため、公園の価値を損なわないよう表現には十分に留意する必要があります。

本ガイドラインは、世田谷区子ども条例に示す「子どもが遊び、自分を表現し、安らぐ場の確保」、世田谷区公園条例に示す「公園の設置及び管理により、区民の福祉の増進に資する」などの実現を目指し、看板標示を作成するに際しての基本的な考え方を示すものです。



2 看板設置の現状と課題



(1) 現状

●公園・身近な広場は自由利用が原則

公園は古くから都市に緑豊かなオープンスペース(存在価値)と自由な利用(利用価値)を確保するため設置されてきています。しかしながら、自由な利用とは、何をやっても良いということではなく、公共施設である以上、地域の共有財産として他者への思いやり・マナーが守られていることが前提となります。

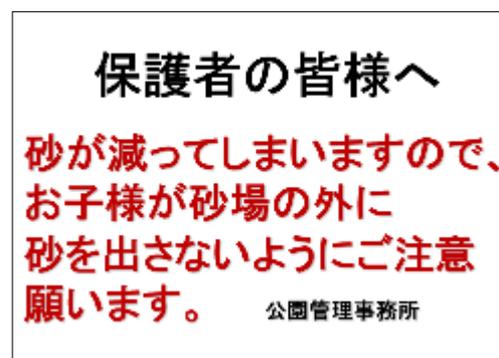
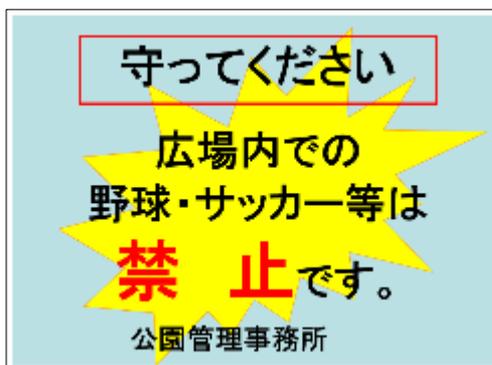
●看板は、要望者の意見をもとにつけているものが多い。

看板が設置されているということは、困っている人がいるからです。一方で標示内容が使う側に配慮されていないとの指摘もあり、一部のマナーの悪い利用が全体の制約になってしまうことがあります。また、要望者の感情・悲痛な叫びを酌みとった表現になってしまう傾向もあります。

<看板が設置されるまでの一般的な流れ>

- 1 公園は自由利用が原則(ルールを示す看板なし)
- 2 困り事の発生(夜間早朝の騒音、ボールの衝突、占有利用など)
- 3 区への要望(利用者同士、近隣等)、利用指導、注意看板の設置
- 4 事態が改善されず、繰り返しの苦情
- 5 より強い表現の看板設置(禁止、止めてくださいなど)
- 6 公園で遊びにくい。禁止看板に対する苦情(利用者等)

※第3段階で看板を設置しないで済むことが望ましいが、看板設置は、不特定多数に発するメッセージとして必要に応じて設置する。ここで、事態が改善し第4段階への移行をいかに減らせるかが重要となる。



●禁止看板のない公園もある。

禁止看板が設置されるまでには様々な背景があり、区へ要望される方の中には生活に支障がでるほど困っている方や、他者の利用でケガをしそうになった方などもいます。一方で公園の作りに大きな違いがなく、よく使われていても苦情が少ない公園もあります。

(2) 公園の関係する方々からの声



近隣住民

朝から夕方まで保育園児と先生の声が響く。

夜に騒ぐ人がいて眠れない。

自宅でリモート会議中だが、公園がうるさい。

敷地内に入ったボールを何度もとってほしいといわれる。

自宅の壁を汚された。窓ガラスを割られた。 など



高齢者

公園は子どものためだけじゃない。健康増進のために使いたい。

なぜ、親は子どもを注意しないのか。マナーの悪い利用は我慢ならない。 など



人から餌を与えられなくても生きていける。

人についていけば苦労せずに食べるものが手に入る。

フンは片づけなくていいのかな？

引き綱がないからどこに行ってもいいのかな？ など



要望者の意見も痛いほどわかる。

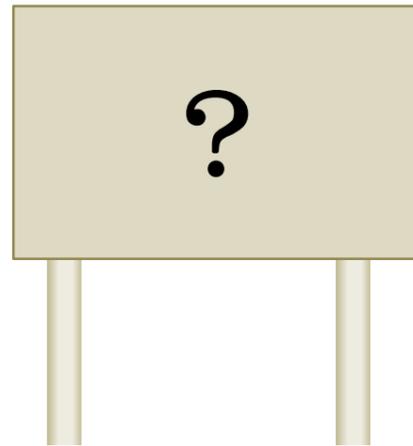
区が主体となって、ステークホルダーを調整していくことに限界がある。



区役所

看板をつけたくてつけているわけではない。

せっかく作った公園なので皆に気持ちよく使ってほしい。 など



.....

やれないことばかりでつまらない。

ボールで、もっと思いっきり遊びたい。

大人が子どもの時って、そんなにお行儀良かったの？

公園で遊んでいるとなんで注意されるの？

子どもがのびのび遊べる場所が少ない。 など



子供と親

遊んでいると大人に怒られるから何も言えない。

夜間や早朝くらいしか子供の運動に付き合えない。

友人と話しているだけ、うるさくしているつもりはない。

公園でお酒を飲んではいけないルールはないはずだ。 など



その他

ハトのために餌をあげている。

ハトは私を必要としているから寄って来るんだ

など



その他

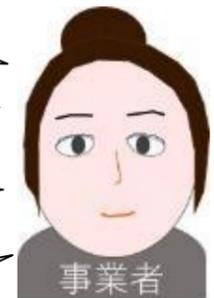
複数の保育園で小さい公園を利用しており、思いっきり遊ばせられない。

子どもや先生の声、笛の音などが迷惑だと言われる。

自由な遊びの重要性をもっと皆に理解してほしい。

小中学生がボール遊びしていて園児が遊べない。

園外保育は子どもの健全育成のため必要。 など



事業者

都市における限られた貴重なオープンスペースだからこそ、ステークホルダー（様々な立場の利害関係者）が主張しあっているだけでは事態は改善されません。お互いの立場を理解しあい、譲り合って使うことが重要です。看板は、課題が起ったサイン。「被害者と加害者」又は「被害者同士」という認識から、様々なステークホルダーがどのように利用すればより良い公園となるかを考えるきっかけとしたい。

3 目標・テーマ

(1) 看板作成のテーマ

公園に関係する人達がお互いの立場を思いやれる標示（メッセージ）。

(2) テーマの実現を目指して

現実から**理想**に少しずつでも近づいていくことが重要。

現実は・・・

- 公園の利用や困りごとに対して
- 各々が自分の立場で意見を言い合うことにより
- お互いの立場を調整しきれなくなり利用制限のある公園となる。

理想は・・・

- 公園の利用や困りごとに対して
- 公園に関わる人が理解しあい配慮できれば
- 利用制限（禁止看板）のない自由利用の公園となる。



4 理想に向けた看板作成のステップ

理想に近づくため、次の各ステップを踏まえ、看板の標示内容を検討する。

ステップ1 困りごとを共有するきっかけとする。

要望に対し、まずは、困った状況を利用者に投げかけ、利用について考えてもらえる表示内容を検討する。ただし、条例等で禁止となっている行為は禁止であることを表示する。

ステップ2 要望者だけの意見に偏らない。

困っている人の声に丁寧に対応することは必要。同情するケースも多いが、一方で、周りに迷惑をかけずマナーよく遊んでいる人もいることも忘れない。

例) 近隣・利用者両者の意見を並べて掲示し、利用方法を考えてもらう。

例) ボール遊びで迷惑しています。ルールを守らない場合は禁止にします。

⇒ 硬いボールが当たりケガをしました。多くの人はルールを守っています。迷惑にならないボール利用をお願いします。

ステップ3 「出来なくすること」だけを考えず「出来ること」は何か。

困っている人の声に対し、同情しすぎると利用を制限する方向になってしまいがち。やってもよいことを書きマナーの改善へと誘導する。

例) 硬いボールでの野球禁止 ⇒ 柔らかいボールであそぼう。



ステップ4 困りごとは明確に伝える。でも、表現はいきすぎない。

ダメなものは明確にダメだと伝える一方で、マナーを誘導する場合は、何が困りごとなのかをしっかり伝える。問題の背景を見誤ると目的と違った制限がかかる可能性がある。

例1) 夜遅くにボール遊びをしている若者がいる。

- × ボール遊びはしないでください
- 夜間早朝の利用は近隣住民の迷惑となります。

例2) 駐輪場ではない場所に自転車をとめる。

- × ここは駐輪場じゃありません。駐輪禁止。
- 自転車置き場まであと10歩。

※条例等で定められている禁止事項は、明確に禁止を標示する（ノーリード、施設の損壊、バイク利用、喫煙など）

《参考》 注意書きワード

- 【自 重】・・・自ら気をつけ慎重に行動すること。
- 【自 粛】・・・自分から行いや態度をつつしむこと。
- 【自 制】・・・自分で感情をおさえること。
- 【配 慮】・・・心配り
- 【遠 慮】・・・控えめにすること。
- 【控える】・・・動きを抑え引きとどめる。
- 【行わない】・・・「行う・できる」の打ち消し。
- 【やめる】・・・続けていたことを行わなくする。
- 【禁 止】・・・命じてさせないこと。
- 【厳 禁】・・・厳しく禁止。

ステップ5 誰にも届く標示とする。

読み手の気持ちにも配慮した内容とする。また、誰にでも伝わるよう「情報のユニバーサルデザインガイドライン」も参考に見やすい文字の大きさや文の長さにも配慮する。硬い表現では見てもらえないので、文字は少なく、くだけた表現を使う。

次のステップ 伝わる標示への試行錯誤。

思いやりの生まれる看板標示が完成するには、長い道のりが想定されますが、看板が無い公園が理想です。効果に対し懐疑的とならず、あきらめることなく看板が無くなる公園管理に向けて試行錯誤する。

5 今後の具体的な取り組み

- 看板作成に関する事務マニュアル作成
(表示方法の工夫、チェックシート、事例集)
- 看板の更新(更新時に表示内容修正を検討する)
利用の現状、劣化状況なども踏まえ、随時表示内容の更新を検討していく。
- 関係所管との連携(情報共有、随時改訂を検討する)
- 公園で活動するNPOなどとの連携(協議会等での検討)
- 球戯広場などを新規に整備し、機能分けにより、利用の錯綜を防ぐ。



<ガイドライン作成にあたって>

公園では、ある人にとって気持ちのいい使い方が他の人にとっては困ったり嫌な事だったりすることがあります。だから、利用者も自分事として考え、行動に責任を持つべきであります。ただ、やはり、一人ひとりが伸び伸びゆったりできる自由な場であってほしい。

看板は、公園の使い方を一律にする便利な面もありますが、一人ひとりが気持ちよく使うには制約の方が大きくなってしまふことがありますし、公園本来の目的を損なうことでもあります。

公園は、都市部の子どもにとって、外遊びができる非常に限られた場と言えます。思い切り遊ぶ経験が、身も心も健康に育つ上では欠かせないことは、数々の研究から明らかなことです。生涯に影響を及ぼす子ども時代を豊かに過ごせるよう、これからも公園が存分に役割を果たしてもらいたいです。



<作成協力>

- 公園利用について、区に声を寄せていただいた皆様
- NPO 法人 プレーパークせたがや
- 一般財団法人 世田谷トラストまちづくり
- 株式会社 世田谷サービス公社
- 株式会社 自然教育研究センター

【第1版】 令和5年4月